東社協福祉施設経営相談室だより №.171(全1枚)

令和6年3月28日

個人情報保護規程例の追加について

経営相談室だより No.170 で、個人情報保護法施行規則及びガイドラインの改正により、2024 年 4 月 1 日以降、安全管理措置及び個人データの漏えい等の報告等の対象が、「個人データ」から「個人データとして取り扱うことを予定しているもの」まで拡大されることをお知らせしたところですが、どのように規程を改訂すべきか問い合わせを多数いただきましたので、掲載いたします。

第3章 個人データの安全・適正な管理

(データ内容の正確性の確保等)

第9条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、性格かつ最新の内容に保つとともに、利用する 必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第 10 条 当法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人データの安全管理のために必要な措置として、次に掲げる適切な措置を講じる。<u>この場合において個人データには、個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む</u>。

第4章 個人データの漏えい等の報告等

(漏えい等事案の報告及び本人への通知)

第15条 当法人は (中略) 報告する。

(1)

(2)

(3)不正の目的をもって行われたおそれがある個人データ<u>(法人が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む)</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

•••••

解釈(ガイドラインより)「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為」(以下「不正行為」という。)の主体には、第三者のみならず、従業者も含まれる。また、不正行為の相手方である「当該個人情報取扱事業者」には、当該個人情報取扱事業者が第三者に個人データの取扱いを委託している場合における当該第三者(委託先)及び当該個人情報取扱事業者が個人データを取り扱うに当たって第三者の提供するサービスを利用している場合における当該第三者も含まれる。」

◆個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編) 令和6年4月1日施行 新旧対照表 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240401_guidelines01_shinkyu.pdf

※経営相談室だより NO.156(令和4年3月7日)でお示しした個人情報保護規程例に追加した案です。個人情報保護規程例 https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html

***『社会福祉施設・事業者のための規程集~運営規程編~データ版』好評販売中!! *** データ版(word 2013) 2024 年 1 月 25 日発行 定価 4,400 円(税込)

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜~金曜 祝日年末年始休み

専用 Mail: fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp 専用 TEL: 03-3268-7170(9時~17時)

HP https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html (東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから)

